

議案第12号

阿見町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について

阿見町職員の特殊勤務手当に関する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町職員の特殊勤務手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、阿見町職員の給与に関する条例(昭和32年阿見町条例第67号)第12条の5の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類等)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 感染症防疫作業手当
- (2) 災害応急対応等派遣手当

2 前項各号の手当の支給区分及び額は、別表のとおりとする。

(感染症防疫作業手当)

第3条 感染症防疫作業手当は、感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- (1) 感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護
 - (2) 感染症菌の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業
 - (3) 伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業
- (災害応急作業等派遣手当)

第4条 災害応急作業等派遣手当は、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が町の区域外の地域に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事したとき(当該地域を管轄する地方公共団体から給与その他の給付を受ける場合を除く。)に支給する。

(支給方法)

第5条 特殊勤務手当の支給方法は、町規則で定める。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

手当の種類	支給区分	手当の額
感染症防疫作業手当	日	2,000円
災害応急作業等派遣手当	日	2,000円

阿見町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について

【制定の理由】

- ・感染症防疫作業に従事した職員や、大規模災害時に他市町村に派遣され応急作業等に従事する職員へ手当の支給を行うため、特殊勤務手当として「感染症防疫作業手当」及び「災害応急作業等派遣手当」の導入を行うもの。

【主な内容】

(1) 趣旨【第 1 条関係】

- ・職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定める旨を趣旨として謳うもの。

(2) 特殊勤務手当の種類及び額【第 2 条～第 4 条関係】

●感染症防疫作業手当

- ・感染症が発生し又は発生するおそれがある場合において、職員が感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護に従事した場合、感染症菌の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事した場合、又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した場合に、日額 2,000 円を支給する。

●災害応急作業等派遣手当

- ・阿見町の区域外で発生した災害地域に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事した場合（当該地域を管轄する地方公共団体から給与その他の給付を受ける場合を除く。）に、日額 2,000 円を支給する。

(3) 支給方法の規則への委任【第 5 条関係】

- ・特殊勤務手当の支給額は、職員が特殊勤務手当に係る業務に従事した日から当該業務に従事しなくなった日までの期間の日数に、支給の対象となる特殊勤務手当の額を乗じて得た額とする。
- ・特殊勤務手当は、一の給与期間（給料の計算期間をいう。）の分を次の給与期間における支給定日に支給する。